

船舶事故調査報告書

平成26年1月9日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	転覆
発生日時	平成25年5月31日 07時40分ごろ
発生場所	千葉県鋸南町勝山漁港北方沖 鋸南町所在の勝山港北防波堤灯台から真方位346°5,100m 付近 (概位 北緯35°09.3' 東経139°48.8')
事故調査の経過	平成25年5月31日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 三号三国丸、0.2トン CB3-89156（漁船登録番号）、個人所有 2.85m(Lr)×1.30m×0.55m、FRP ガソリン機関（船外機）、30kW（動力漁船登録票による）、平成 12年5月17日
乗組員等に関する情報	船長 男性 77歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年10月31日 免許証交付日 平成21年12月8日 (平成27年10月24日まで有効) 乗組員 男性 41歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成24年11月8日 免許証交付日 平成24年11月8日 (平成29年11月7日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	全損（沈没）
事故の経過	本船は、船長及び乗組員1人が乗り組み、勝山漁港北方沖の漁場で 2張り目のはえ縄の揚縄中、波が船尾方から繰り返し打ち込み、排水 口から排水されない海水が甲板上に滞留するようになった。 船長は、揚縄を終えようとしていたとき、ふだんより船体が右舷側 に傾いていると感じ、乗組員に右舷船尾端に位置する燃料油タンクを 納めた物入れ（以下「本件物入れ」という。）の蓋を開けて内部を確

	<p>認するように指示した。</p> <p>乗組員は、本件物入れ内に半分程度まで浸水し、燃料タンクが浮いていることを認めて船長へ報告した。</p> <p>船長は、体重の軽い自身が右舷船尾端の操船位置へ、乗組員が左舷船首の揚縄位置へそれぞれ移動することにより、船体のバランスを取ろうとした。</p> <p>船長及び乗組員は、あか汲み用の柄杓で本件物入れの排水に努めたが、浸水量が多く、右舷に傾斜した状態であった。</p> <p>船長は、波の打ち込みを防ぐために船首を波に向けようとし、乗組員に漁具切断の指示を行い、船外機を前進にかけようとしたが、本船は、右舷船尾排水口が海面下になって浸水するようになり、船尾部が海中に没しながら、右舷側への傾斜が増し、平成25年5月31日07時40分ごろ転覆した。</p> <p>船長及び乗組員は、転覆した本船につかまっていたが、本船が波を受けて沈みそうであったので、船長が、付近に漂流している櫓を取ってくるように乗組員に命じた。</p> <p>船長は、乗組員が泳いで櫓を取って戻ると溺れており、返事ができなかった。</p> <p>乗組員は、携帯電話が水没して使えなかったが、船長が防水仕様の携帯電話を持っていることを思い出し、船長のズボンのポケットから取り出した後、家族を通じて漁業協同組合に連絡した。</p> <p>乗組員は、救助を待つ間、船長が沈まないように船長を支えていた。</p> <p>船長及び乗組員は、08時15分ごろ来援した僚船に救助された。</p> <p>船長は、救急車で病院へ搬送されたが、08時40分ごろ、死亡が確認され、死因は、溺水と検案された。</p> <p>海上保安庁の巡視艇及び僚船は、本船の捜索を行ったが、発見することができなかった。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約9m/s、視界 良好</p> <p>海象：波高 約1m、水温 約21℃</p> <p>鋸南町には、平成25年5月31日06時08分に波浪注意報が発表され、本事故当時、同注意報は継続中であった。</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の船尾側の乾舷の高さは、約50cmであった。</p> <p>本船は、ふだん、船尾方から波浪を受けて操業しており、波が打ち込んだ後、本件物入れのビルジ量が増加していた。</p> <p>船長及び乗組員は、波浪注意報が発表されていることを知っていたが、海上模様が平穏であったことから、出港した。</p> <p>船長は、海上模様が悪化すれば、直ちに引き返すと乗組員に伝えていた。</p> <p>船長は、作業性が悪いことを理由に救命胴衣を着用していなかった</p>

	が、乗組員は、救命胴衣を着用していた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、勝山漁港北方沖で操業中、波が船尾方から繰り返し打ち込み、海水が甲板上に滞留するようになり、本件物入れ内に浸水したことから、転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、勝山漁港北方沖で操業中、波が船尾方から繰り返し打ち込み、海水が甲板上に滞留するようになり、本件物入れ内に浸水したため、転覆したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・海水を甲板上に滞留させないこと。 ・救命胴衣を着用するように心掛けること。